第14号様式（第８条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

（令和　7　年分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
りっけんみんしゅとうふくおかけんだいよんくそうしぶ
立憲民主党福岡県第4区総支部

2　主たる事務所の所在地
福岡県宗像市日の里３－２３－１１

3　代表者の氏名
鬼木　誠

4　会計責任者の氏名
浦野　雅幸

福岡県選挙管理委員会 受付 -8.6.-1 第　号 受付時刻　時　分

連絡先
（担当者氏名）浦野　雅幸
（電　話）090-1365-1485

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 無
- ☐ 有

（以下は、指定「有」の場合のみ記入）

公職の種類
（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団

公職の候補者の氏名等　稲富　修二

公職の種類等　衆議院議員

（現職・候補者の別）　現職

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

必須様式（1/4）

（その2）

1　収支の総括表

収　入　総　額	6,013,025	①+②
（前年からの繰越額）	5,138,186	①（前年報告書の繰越額）
（本年の収入額）　2　収入項目別金額の内訳　の（1）～（6）の計	874,839	②（本年の収入）
支　出　総　額	269,699	③（その13の合計を記入）
翌年への繰越額	5,743,326	①+②−③

2　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	130,500
員　　数　（党費又は会費を納入した人の数）	131

（2）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
（ア）個人からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：個人）
（うち特定寄附）	0	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：法人その他の団体）
（ウ）政治団体からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：政治団体）
小計（(ア)+(イ)+(ウ)）	0	④
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	⑤
合　計　（ア＋イ）	0	④+⑤

（その5）

(5)本部又は支部から供与された交付金に係る収入

	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額(円)	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
1	立憲民主党福岡県総支部連合会	300,000	R7.2.25	福岡市博多区千代4-29-50エルビービル3F	
2	立憲民主党福岡県総支部連合会	300,000	R7.4.25	福岡市博多区千代4-29-50エルビービル3F	
3	立憲民主党福岡県総支部連合会	54,000	R7.4.25	福岡市博多区千代4-29-50エルビービル3F	
4	立憲民主党福岡県総支部連合会	84,000	R7.9.24	福岡市博多区千代4-29-50エルビービル3F	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	738,000			
	合　　計	738,000			

※　政党支部が本部や同じ政党の支部から寄附を受けた場合は、この様式に計上すること。
　公職の候補者の後援会の場合、政党から受けた寄附は様式（その７）に記載すること。（後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。）

※　「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
（例）東京都港区〇〇１丁目１－１
神奈川県横浜市中区〇〇２丁目２－２
福岡市博多区〇〇３丁目３－３
糟屋郡宇美町〇〇４－４

本部・支部交付

（その6）

(6)その他の収入

	摘　　要	金 額（円）	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計		
	1件10万円未満のもの	6,339	
	合　　計	6,339	

※　1件10万円以上の収入については、個別に内容を記載し、それ以外のものについては、一括して「1件10万円未満のもの」欄に合算して計上すること。
　なお、預金利子については、同一金融機関の同一種類の預金利子であれば、証書番号が異なっていても、まとめて1件とし、その利子の合計額が10万円以上であれば、収入年月日ごとに内訳を記載すること。

その他収

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項　　目	金額（円）	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考（※）	
1　経常経費				
（1）　人件費	50,000		⑥	「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目（人件費を除く）ごとに様式（その14）に内訳を記載すること
（2）　光熱水費	0		⑦	
（3）　備品・消耗品費	1,000		⑧	
（4）　事務所費	60,713		⑨	
小　　計	111,713		⑩	（⑥～⑨の計）
2　政治活動費				
（1）　組織活動費	73,986		⑪	項目ごとに 様式（その15）に内訳を記載すること
（2）　選挙関係費	0		⑫	
（3）　機関紙誌の発行その他の事業費	0		⑬	（ア＋イ＋ウ＋エ）
ア　機関紙誌の発行事業費	0			
イ　宣伝事業費	0			
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0			
エ　その他の事業費	0			
（4）　調査研究費	0		⑭	
（5）　寄附・交付金	84,000		⑮	
（6）　その他の経費	0		⑯	
小　　計	157,986		⑰	（⑪～⑯の計）
合　　計	269,699			（⑩＋⑰）

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に

☆支出がある場合は、本様式は必須となる。

（その14）

	(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
	支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

この頁の小計	
その他の支出	1,000
合　　計	1,000

※　この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。

経常経費の内訳

（その14）

	(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費	
	支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1	政治資金監査報酬	33,000	R7.5.9	山田泰江税理士事務所	福岡市中央区大名2-4-38-1109	
2	チラシ印刷・封入	25,313	R7.9.8	ジモコムかすや	糟屋郡志免町王子1-18-1南里ﾋﾞﾙ3F	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

この頁の小計	58,313
その他の支出	2,400
合　　計	60,713

※　この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。

※　１件５万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず１件１万円超の支出について個々の内容を記載し、
その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

経常経費の内訳

（その15）

(3)政治活動費の内訳	項目別区分	組織活動費 〔 〕			
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1 会合費	20,306	R7.1.19	庄屋フードシステム	古賀市天神4-9-45	
2 会合費	12,000	R7.8.8	モンテローザフーズ	東京都杉並区梅里1-21-15	
3 会場費	12,320	R7.5.28	そぴあしんぐう	糟屋郡新宮町新宮東4-1-1	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

この頁の小計	44,626
その他の支出	29,360
合　計	73,986

※　「項目別区分」欄には、その１３１２政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
なお、政治資金パーティ開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパーティごとに別葉とすること。

※　１件５万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず１件１万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

政治活動費の内訳

（その15）

(3)政治活動費の内訳	項目別区分	寄附・交付金 〔 〕			
	支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1	寄附	60,000	R7. 12. 23	亀崎大介後援会	糟屋郡志免町別府1-1-39	
2	寄附	15,000	R7. 12. 23	上野崇之後援会	宗像市日の里3-23-11	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		75000				
その他の支出		9000				
合　計		84,000				

※　「項目別区分」欄には、その１３１２政治活動費」中の(1)～(6)（ただし(3)についてはア～エ）のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
なお、政治資金パーティ開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパーティごとに別葉とすること。

※　１件５万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず１件１万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

政治活動費の内訳

（その17）

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有(※)	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

※　有の場合、その内訳を様式（その１８）に記入すること。

必須様式(3/4)

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

☐ 4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
令和 8 年 5 月 27 日

政治団体の名称　立憲民主党福岡県第4区総支部

会計責任者の氏名　浦野　雅幸　浦野　【署名又は記名押印】

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式（4/4）

政治資金監査報告書

令和8年5月27日

立憲民主党福岡県第4区総支部
代表　~~稲富修二~~　殿

登録政治資金監査人　山田泰江　印
登録番号　第2910号
研修終了年月日　平成21年11月3日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下　「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党福岡県第4　区総支部のすべての令和7年に係る法第2条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等　（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」　（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、福岡市中央区大名2-4-38-1109 山田泰江税理士事務所において行った。

2　監査の報告

私は実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13条2項1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19の13第2項第3号に規定する事項についての法12号第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

立憲民主党福岡県第4　区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、立憲民主党福岡県第4　区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である

以上